

③ お金と税金のコラム

「相続時精算課税の落とし穴！」

相続時精算課税については、以前にも書きましたが、最近さらに落とし穴に気づきましたので書かせていただきます。

相続時精算課税とは、60歳以上の親や祖父母から、18歳以上の子や孫が贈与を受けた場合、通常の暦年課税との選択により、適用を受けられる制度です。内容としては、贈与時には2,500万円（特別控除）まで贈与税をかけない代わりに、贈与した人が亡くなったときには、その贈与した財産を相続財産に加算して、相続税で税金を精算する、という制度です。

贈与額が累計で2,500万円を超えた場合は、超えた金額の20%の贈与税を支払うことになります。この支払った贈与税は、相続時には相続税から控除することができます。文字どおり相続時に税金を精算する課税方式ということですね。

令和6年からは、相続時精算課税にも基礎控除110万円の枠ができました。この範囲の贈与であれば、申告する必要もなく、2,500万円までの累計計算にも含まれない、相続時にも加算されない、ということになります。

したがって、相続時精算課税を選択して、毎年110万円以内で生前贈与をして、相続税対策をする人も増えてきましたね。通常の贈与（暦年課税）の場合は、生前7年前までの贈与が相続財産に加算されることになりましたので、余計、相続時精算課税が注目されてます。

相続時精算課税を選択する場合は、初年度に「相続時精算課税選択届出書」を出しておけば、110万円以内の贈与であれば、贈与税の申告をする必要はありません。

実は、ここに落とし穴があります。110万円以内の贈与だと思っていたところ、他にも贈与があったことを失念していた、あるいは贈与した財産の評価を間違えて、実は110万円以上だった、というような場合です。

この場合何が問題かというと、特別控除2,500万円の控除ができない、ということです。

2,500万円の特別控除を受けるには、期限内（3月15日）に申告をしていることが要件となっているからです。通常ならできるはずの2,500万円の控除ができないため110万円をオーバーした部分に20%の贈与税＋加算税等がかかってきてしまいます。

相続時精算課税を使うときは、110万円以内の贈与であつても申告をしておいた方がよいということですね。

東京メトロポリタン税理士法人
グループ代表/税理士 北岡修一
03-3345-8991 <https://www.tm-tax.com/>

社員のフログ ～ 野球の楽しみ方の広がり ～

大谷翔平選手やその他多くの日本人選手の活躍、また日本のプロ野球も各チームが拮抗しており面白い展開となっています。いまや野球の世界そのものが大きく広がっていると思います。大リーグでの活躍をニュースで観るのも楽しみなのですが、なかなか機会を得るのも大変ですから、実際の試合会場での日本のプロ野球観戦をお勧めします。「生の迫力、臨場感を味わえる」など魅力もありますが、年に数回、にわかファンの私なりに楽しみ方と【推し】になっていく過程をお伝えします。

- 試合開始前に球場に入る
 - ・ 球場グルメを楽しみましょう。球場内の飲食店は種類も豊富で、その球場限定の食べ物や飲み物（選手プロデュースなど面白い）があります。
 - ・ 応援グッズをチェックする。特にホームの売店には、女性や子供達向けのかわいいグッズがたくさん売っています。見てるだけでも楽しいし、ついつい買ってしまいます。かわいいキャラクターもありチームカラーを表しています。キャラクターからそのチームを好きになるケースもあるかもしれません。
 - ・ 練習中の選手の動きが見られます。意外と近い距離にいて、テレビで観るより体格も大きく迫力、選手の試合前のしぐさや同僚との会話状況など、選手を身近に感じます。
 - ・ 広々とした球場は、いるだけで気持ちも開放的になります、また球場のロケーションが気に入るとそのチームを応援したくなります。
 - 試合が始まったら。
 - ・ 応援の歌声や演奏、生のボールがバットに当たる音など、球場の独特な雰囲気は、日常を忘れ、非日常的な体験を提供してくれます。
 - ・ 大好きなビールも美味しいですが、たくさんの階段を登ったり降りたりしている売り子さんも「楽しんでますか？」など話しかけてくれます。ここもその球場の【推し】になるかも知れません。
 - ・ テレビ画面では味わえない選手たちのすごさを、目の前で体感、プロ野球選手たちは、その高い技術とスキルを駆使して繰り広げるプレーに圧倒されます。残念な時のくやし顔やファインプレーの時に喜びの表情や仕草、パフォーマンスでまた選手を身近に感じます、これはなかなかテレビでは見れないシーンだと思います。
 - ・ 一つ一つのプレーに拍手や歓声を送ります、いつの間にか、応援する周りの人と一体感が生まれます。
 - ・ 野次も面白いですが、昔は最前列の引き倒しみたいものもありましたが、この頃はエラーした選手を励ますようなものが多いと感じます。そこで、勇気を出して、隣の人と語り合うのも楽しいです。ファンならではの情報や共感を得られます。そしてそのチームの【推し】になっていくかも。
- 野球観戦は、新たな興奮と楽しさが広がる場所です。球場ごとに空気感もイベントも色々です。是非球場に足を運んでみませんか？
いつもの日々とは違った空間は、新たなエネルギーを注入してくれます、そして、チームや選手の【推し】を見つけましょう。
新しい生活パターン、サイクルが生まれます。

アパマンショップ東松原店
小野眞紀

不動産にまつわる ご相談（無料）！！

懇切丁寧にわかり易く実益を目指して。
お気軽に信和不動産までご相談下さい。

電話 03-3323-0525 メール baibai@0007.co.jp

地域生活情報誌
Vol. 190
2025



だ
い
た
ら
ぼ
っ
ち



創業70周年

～ 私達の喜びはお客様の笑顔です～

SHINWA 信和不動産株式会社

お部屋探しは 弊社のホームページで！▼

<https://www.0007.co.jp>

facebook も更新中▼

<http://www.facebook.com/shinwafudosan>

皆様の多様なニーズに即応します。



東松原本店（井の頭線 東松原駅前）

世田谷区松原 5-2-3 信和ビル1階

TEL (03) 3323-0521 / TEL (03) 3323-0525 (売買部直通)

梅ヶ丘店（小田急線 梅ヶ丘駅前）

世田谷区梅丘 1-24-2 佐野ビル1階/TEL (03) 3425-6145

<信和不動産グループ>

アパマンショップ東松原店

株式会社レントネット信和

（井の頭線 東松原駅前）

世田谷区松原 5-57-7 第1片野ビル2階/TEL (03) 3321-2123

Dynamic Communication
アパマンショップ
apamanshop

～ 毎週火曜日・水曜日定休～

円満相続シリーズ

重みは同じ



10年ほど前に相続税基礎控除が大幅に引き下げられました。庶民にとって相続税など無縁でしたが、この改正により首都圏ではサラリーマンの相続でも自宅があれば課税の可能性があります。

しかし、相続税には「小規模宅地の特例」という大バ－ゲンがあります。厳格ですが要件を満たせば自宅敷地330㎡までは20%評価となり80%の評価減が受けられます。この特例で相続税はセーフなんて人も結構います。ただし相続税の申告が必要です。

最近はこの層からの相談や依頼が多く身の上相談まであります。

《案件1》Aさんから「実はガンで、医師からは余命1年と言われている」と相談を受けました。公正証書遺言を作ってほしいと頼まれました。家族が揉めることのない相続を望んでいます。

Aさんが悔いなく旅立てるようお手伝いをしてあげたい、そんな気持ちで取り組みました。遺言を作成してから1年半で亡くなりました。相続も円満に完了しAさんの願いはかなえられました。

《案件2》ご主人が急逝されました。相続人は奥様とご主人の兄弟姉妹（代襲者を含む）が9人です。相手には夫に先立たれた奥様の気持ちと経済事情を丁寧に伝え、相続を辞退してくださるようお願いしました。

8人が譲ってくれました。権利を主張していた最後の1人も他の8人が辞退したことを知り譲ってくれました。

《案件3》あと1人というところで、最後の相続人が重度の認知症でした。私では認知症に対応できません。土業へつなぎ無事完了しました。成功報酬なので交通費（実費）のみを請求しました。労多くても成功しなければ実になりません。「お疲れ様」と言葉をかけられると思いきや、先生・先生と言っていた依頼者の言葉づかいと態度がガラリと変わりました。人生いろいろ、相続いろいろ、人間いろいろです。稀なケースですがくやしい思いをしました。

《案件4》親と同居しているBさん夫婦がいます。両親から大きなストレスを受けています。何回か面談し私の答えです。「親を捨てる」それしかない、それで全てが解決する。Bさんは「長男だし親を捨てることなどできない」でした。私も長男なので気持ちは分かります。が、このままでは心を壊されてしまいます。

その後、事態が一変し家を出なければならなくなりました。本人はアパート住まいになりました。親と顔を合わすことがない、干渉されることも一切なくなった、親の呪縛からやっと解放され、ストレスも解消し心にも余裕ができました。趣味を見つけたり、夫婦で旅行に行ったり、充実した日々を過ごしています。「アパート住まいだが前と比べたら天国だよ」と言っていました。結果として「親を捨てる」ことになったBさんは人生を取り戻しました。

人は生きている限り、誰でも悩みや苦しみを抱えています。荷物の大きさは違ってもその重みは同じです。ここを理解して差し上げることは相続アドバイザーとして大切です。

有限会社アルファ野口 代表取締役・NPO法人相続アドバイザー協議会評議員

野口 賢次

有限会社アルファ野口 TEL. 044-422-1337 FAX. 044-455-0208
〒211-0012 神奈川県川崎市中原区中丸子 538 番地メルベージュマルダ 1F

分譲マンション

11,990万円

小田急線「梅ヶ丘」駅
徒歩 7分
京王井の頭線「東松原」駅
徒歩 8分

ジオ世田谷松原 5階



所在：世田谷区松原 6-30-14 土地権利：所有権
構造：RC造6階建 専有面積：66.74㎡（壁芯）

◆3路線3駅利用可能な好立地

小田急線「梅ヶ丘」駅徒歩7分、京王井の頭線「東松原」駅徒歩8分、東急世田谷線「松原」駅徒歩10分

◆新宿駅へ約15分、渋谷駅へは約9分と都心へのアクセスに便利！下北沢は自転車圏内！

◆高台に位置する閑静な住宅地。5階部分のため開放感のある眺望！玄関からは富士山が見えます。

◆2018年4月築の築浅物件！飽きのこない先進的な外装、内装のデザイン

※上記情報は本紙編集時点（2025/5/15）の情報であり、お問合せを頂いた時点で、成約済、価格変更や利回りの変更がある可能性があります。

※間取図と現地に差異がある場合は現況有姿となります。※取引態様：媒介

◆お問合せ：売買部 03-3323-0525 担当：津田